

保健所・保健センター及び地域療育センター（仮称）等
整備・運営事業

設計・建設要求水準書

平成 19 年 4 月

豊 橋 市

目 次

本書の位置付け	1
第1 設計・建設等業務の概要	2
1 事業の背景と目的	2
2 施設の概要	2
3 施設の基本理念	5
4 適用法令等及び適用基準	6
5 本事業における整備対象施設の現況	8
第2 設計業務に係る要求水準	10
1 業務の対象	10
2 業務の内容	10
3 業務期間	22
4 業務の実施	23
第3 建設・工事監理業務に係る要求水準	26
1 業務の対象	26
2 業務の内容	26
3 業務期間	26
4 業務の実施	26

別紙

別紙1 保健所・保健センターのコンセプト・提供する機能と関係機関との連携	
別紙2 地域療育センター（仮称）と保健所・保健センターとの連携	
別紙3 諸室整理票	
別紙4 設備一覧表	
別紙5 備品一覧表	
別紙6 周辺インフラ 水道	
別紙7 周辺インフラ 下水（汚水）	
別紙8 周辺インフラ 下水（雨水）	
別紙9 周辺インフラ 都市ガス（低圧）	
別紙10 周辺インフラ 電話・電気（架空）	
別紙11 位置図	
別紙12 平面図（PDF データ及びCAD データ）	
別紙13 地質図	
別紙14 三師会施設からの動線について	
別紙15 4か月児健康診査フロー	
別紙16 1歳6か月児健康診査フロー	
別紙17 3歳児健康診査フロー	
別紙18 相談室コンセプト図	
別紙19 エイズ等相談検査室コンセプト図	
別紙20 試験検査棟コンセプト図	
別紙21 休日夜間急病診療所コンセプト図	
別紙22 行政情報管理システムネットワーク	
別紙23 流出係数の算出について	
別紙24 飲料用兼用耐震性貯水槽	

本書の位置付け

「保健所・保健センター及び地域療育センター（仮称）等整備・運営事業 設計・建設要求水準書」は、豊橋市（以下「市」という。）が保健所・保健センター及び地域療育センター（仮称）等整備・運営事業（以下「本事業」という。）の事業者を募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者を対象に交付する「入札説明書」と一体のものとして位置付けるものであり、本事業の設計・建設業務について、応募者に市が要求するサービス水準及び具体的な指針を示すものである。

第1 設計・建設等業務の概要

1 事業の背景と目的

本市は、平成 11 年の中核市への移行に伴い、市内富本町にある保健所施設（昭和 46 年築造）を愛知県から借り受け地域保健事業を実施しているが、施設の老朽化が進む中、市民生活の安全を脅かす健康危機管理に対応するための試験検査機能の充実や、市民の健康な暮らしを支えるための保健予防機能の強化が求められている。

また、子育て支援に深く関わる母子保健事業は、平成 9 年から市内松葉町の旧市民病院施設を活用し実施しているが、成人保健や市民の健康づくりへの支援を担っている市庁舎内の健康課が実施している事業との統合を図り、全てのライフステージを通じた総合的な保健サービスを展開していくことが必要とされている。

一方、いつでも安心して医療を受けられるための休日夜間急病診療所は、豊橋市医師会の協力により昭和 60 年市内富本町に開設し、内科、小児科の初期救急医療を実施しているが、利用しやすい救急医療体制構築のため豊橋市歯科医師会が市内三ノ輪町で運営する休日夜間歯科診療所との併合も望まれている。

本市では、これらの課題に対応するため平成 18 年 3 月に「保健所・保健センター及び地域療育センター（仮称）等整備基本計画」を策定した。この計画は、これら市内に点在する施設の統合に合わせ、障害児やその家族などから望まれている地域療育センター（仮称）を新たに整備するものである。

地域療育センター（仮称）は、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現のため、保健所・保健センターのすこやか親子機能との連携を図り、子育て不安の初期段階から気軽に相談や医療などが受けられるようにすることで、障害の早期発見・早期療育とともに、家庭や地域における療育を支援していくものである。

さらに、保健所・保健センターと休日夜間急病診療所は、隣接を予定している三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）の施設や機能との連携により、災害時における保健医療スタッフの拠点となることも目指している。

2 施設の概要

本事業で整備する施設と、そのコンセプト、基本的な方針及び提供する機能は以下のとおりである。

(1) 保健所・保健センター

ア コンセプト

保健所・保健センターのコンセプトは以下のとおりとし、「別紙 1 保健所・保健センターのコンセプト・提供する機能と関係機関との連携」に示すように、地域療育センター（仮称）や休日夜間急病診療所などとの連携をもってサービスを展開する。

- (ア) 健康あんしん拠点
- (イ) 健康づくり拠点
- (ウ) 災害時における保健医療スタッフの拠点

イ 基本的な方針

市民が安心して暮らすために必要な食品、生活環境、医事、薬事などの衛生面での安全確保を図るとともに、健康危機管理に対応できる試験検査機能を備える。

また、市民が日常的に行う健康づくりを促進するため、専門スタッフによる支援・啓発・指導を行うとともに、学校や企業等とも連携しながら、地域における健康づくり活動のひろがりを目指す取組を行うこととする。

さらに、健康に対する意識の醸成や活動を支援するため、市民が気軽に訪れることができ、情報収集や市民活動が可能となる、親子でふれあえる施設とする。そして、災害時には休日夜間急病診療所や三師会と連携することによって、迅速かつ効果的な医師の確保、医薬品等の確保を図るために中心的な役割を果たすこととなる。また、各地からの医療ボランティアとの連携機能も含めた保健医療スタッフの拠点となることを目指す。

ウ 提供する機能

- (ア) すこやか親子機能（妊産婦保健、乳幼児保健、思春期保健）
- (イ) 健康いきいき機能（健康づくり、生活習慣病予防、難病ケア、精神保健）
- (ウ) 生活衛生機能（食品安全、生活環境衛生、医事・薬事、感染予防、試験検査）
- (エ) 市民参画機能（市民利用、市民活動・支援、情報提供・情報収集）
- (オ) 災害時の機能（初期救急医療、医薬品等の確保、医療ボランティアの活動拠点）
豊橋市地域防災計画において、災害時の応急救護所が市内 23 か所指定されており、本施設では軽症・中等症の被災者の受入れを担うこととなっている。
- (カ) その他の機能（総合相談、健康危機管理対応）

エ 市の組織体制

現行の市の組織体制（平成 19 年 4 月 1 日現在）を以下に示す。なお、平成 22 年 4 月以降の体制については若干の変更があり得る。

- (ア) 保健所：所長（1 名）、管理課（11 名）、生活衛生課（26 名）、保健予防課（32 名、うち母子保健センター16 名）
- (イ) 健康課：36 名

また、災害時における初期救急医療の保健医療スタッフ数は保健所・保健センターの医療技術職及び三師会のスタッフとして 70 名程度を想定している。

(2) 地域療育センター（仮称）

ア コンセプト

地域療育センター（仮称）は療育システムの拠点と位置付け、以下の目的をもってサービスを展開することとし、保健所・保健センターとの連携を図るものとする。

- (ア) 障害の早期発見・早期療育
- (イ) 障害児のいる家庭への支援
- (ウ) 療育関係機関等との連携

(エ) 地域における療育の技術力向上

イ 基本的な方針

地域療育センター（仮称）の基本的な方針は次のとおりとする。「別紙 2 地域療育センター（仮称）と保健所・保健センターとの連携」に示すように、市民、保健所・保健センター、地域療育機関、児童・障害者相談センター、福祉事務所などと連携して業務を行っていくこととする。

- (ア) 概ね東三河を対象エリアとして障害児を受け入れ、相談、診療、リハビリテーション及び外来グループ療育に関する専門機能を有するものとする。
- (イ) 国、県の療育機関、障害児に関する医療機関及び児童福祉施設等と連携し、総合的な療育サービスの提供や障害児のいる家庭への支援を行うこととする。
- (ウ) 子育て全般に関する相談機能を持ち、保育所や幼稚園、学校などと連携して子育てに関する総合的な相談などを行うこととする。
- (エ) 不登校や、こころの病を持つ児童等へのカウンセリング及びその家族に対する相談機能を有するものとする。

ウ 対象者

障害児及びその家族、また、子育てに関する相談などを必要とする家族、更に不登校や、こころの病を持つ児童等及びその家族を基本とする。

* 障害児とは、原則として 18 歳未満の知的障害児、身体障害児、発達障害児及びこれらの疑いのある児童のことである。

エ 提供する機能

地域療育センター（仮称）は、発達段階における障害などを早期に発見し、適切な支援を行う療育システムの中心的な役割を果たすため、次のサービスを提供するものとする。

- (ア) 相談
- (イ) 医療（診療、リハビリテーション）
- (ウ) 外来グループ療育

オ 市の組織体制

想定されるスタッフは、40 名程度を想定している。詳細は、保健所・保健センター及び地域療育センター（仮称）等整備基本計画を参照のこと。

(3) 休日夜間急病診療所

ア コンセプト

休日及び夜間における急病患者に対し救急の医療を行うこととする。

イ 提供する機能

- (ア) 利用しやすい初期救急医療（内科・小児科）の実施
- (イ) 休日等歯科診療所の併設

(ウ) 災害時における応急救護の実施

3 施設の基本理念

「2 施設の概要」に掲げた各施設を整備するに当たっての基本理念は以下のとおりである。

ア 市民に親しみをもたれる施設

周辺との調和に配慮した外観、明るく落ち着いた雰囲気、緑化の推進など、市民に親しみをもたれるような施設であること。

イ 効率的に配置された施設

(ア) 保健所・保健センター（「健康あんしん拠点」、「健康づくり拠点」）、地域療育センター（仮称）（「療育システムの拠点」）及び休日夜間急病診療所（「初期救急医療の拠点」）の複合施設であることから、それぞれの特長が発揮でき、連携の取れる効率的な施設の配置であること。

(イ) できるだけ一体感をもたせ、共用できるスペースは共用し、PFI 事業としての効果が上がるような無駄のない使いやすい施設配置であること。

ウ ユニバーサルデザインの考えに基づいた施設

(ア) 妊産婦、子ども連れ、障害児（者）、ボランティアをはじめ全ての市民が利用しやすいと感じられるような施設であること。

(イ) 出入口、トイレ、歩行空間、案内情報などユニバーサルデザインの考えに基づいた施設であること。

(ウ) 障害のあるなしに関わらず、利用しやすい雰囲気づくりをすること。

エ 環境に配慮した施設

省資源・省エネルギー・新エネルギーの利用・雨水の有効活用など、環境への負荷低減に寄与するような環境にやさしい施設であること。また、緑のまちづくり推進のため、緑化に努めること。

オ 行政サービスの提供に優れた施設

(ア) 動線に配慮し諸室を配置すること。

(イ) 利用への対応が適切に行われるようにすること。

(ウ) 開館時間帯に配慮し防犯対策をすること。

(エ) 共用する諸室はその配置に配慮すること。

カ ライフサイクルコストに優れた施設

内装や設備機器等は、メンテナンスや更新に配慮して計画すること。

キ 防災に優れた施設

災害時における保健医療スタッフの拠点となることを考慮し、地震等の災害に強い構造・設備であること。

4 適用法令等及び適用基準

(1) 適用法令等

設計、建設及び工事監理業務の実施に当たっては、関連する法律及びその関連施行令、施行規則、条例、規則、要綱等を遵守することとする。

ア 法律・施行令・施行規則等

- (ア) 地域保健法
- (イ) 医療法
- (ウ) 建築基準法
- (エ) 建築士法
- (オ) 消防法
- (カ) 屋外広告物法
- (キ) 駐車場法
- (ク) 水道法
- (ケ) 下水道法
- (コ) 都市計画法
- (サ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- (シ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）
- (ス) 健康増進法
- (セ) 労働安全衛生法
- (ソ) 警備業法
- (タ) 電気事業法
- (チ) 水質汚濁防止法
- (ツ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (テ) 大気汚染防止法
- (ト) 騒音規制法
- (ナ) 振動規制法
- (ニ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- (ヌ) エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- (ネ) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- (ノ) 個人情報保護に関する法律
- (ハ) その他関連法律・施行令・施行規則等

イ 条例等

- (ア) 県民の生活環境の保全等に関する条例
- (イ) 愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例
- (ウ) 豊橋市保健所条例
- (エ) 豊橋市母子保健センター条例
- (オ) 豊橋市休日夜間急病診療所設置及び管理に関する条例
- (カ) 豊橋市水道事業給水条例

- (キ) 豊橋市下水道条例
- (ク) 豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例
- (ケ) 豊橋市火災予防条例
- (コ) 豊橋市個人情報保護条例
- (カ) その他関係条例等

(2) 適用基準

設計、建設及び工事監理等関連業務の実施に当たっては、以下の各種基準等について最新版を参照することとする。

- ア 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- イ 公共医療関係施設工事標準仕様書（電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ウ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- エ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編、電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- オ 建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- カ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- キ 建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ク 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- ケ 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- コ 建築工事安全施工技術指針（平成 7 年 5 月 25 日建設省営監発第 13 号）
- サ 建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編（平成 5 年 1 月 12 日建設省経建発第 1 号）
- シ 建設副産物適正処理推進要綱（平成 5 年 1 月 12 日建設省経建発第 3 号）
- ス 建築設備設計基準・同要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- セ グリーン庁舎計画指針及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ソ その他の関連要綱、各種基準等

5 本事業における整備対象施設の現況

(1) 整備対象施設の位置・敷地条件等

本事業における整備対象施設の位置、現況は以下のとおりである。

整備対象地	豊橋市中野町字中原地内ほか
敷地面積	約 27,300m ² ※三師会施設が隣接予定（別紙 12 平面図参照。）
地域地区	用途地域 第二種住居地域（平成 19 年度末までに変更予定。現在は第一種中高層住居専用地域。） 厚生施設特別用途地区（平成 19 年度末までに決定予定。）
建ぺい率	60 パーセント
容積率	200 パーセント
防火対象物 区分*	<p>■分棟の場合：</p> <p>保健所・保健センター 15 項</p> <p>休日夜間急病診療所 6 項イ</p> <p>地域療育センター（仮称） 6 項イ</p> <p>試験検査棟 15 項</p> <p>車庫棟 16 項ロ</p> <p>■合築の場合： 16 項イ</p>
敷地隣接道路	南西側：都市計画道路 道路幅 16m に拡幅予定、平成 19、20 年度に工事予定 その他：道路幅 6m に拡幅予定（うち南東側は 3.5m 歩道付）、平成 20、21 年度に工事予定

注：*消防法施行令において適用される区分を示す。

(2) 敷地の現況

ア 周辺インフラ

本事業における整備対象地の周辺インフラ整備状況等は、以下の資料に記すとおりである。

水道	別紙 6 参照
下水（汚水）	別紙 7 参照
下水（雨水）	別紙 8 参照
都市ガス（低圧）	別紙 9 参照
電話・電気（架空）	別紙 10 参照

イ 地盤等の状況

本事業における整備対象地の位置、地質等の状況は、以下に示す資料を参照すること。

位置図	別紙 11 参照
平面図	別紙 12 参照
地質図	別紙 13 参照*

*希望者は地質調査報告書を豊橋市役所にて閲覧可能である。

ウ 埋蔵物及び土壌浄化に関する情報

本事業整備対象地は、防空壕等の戦争遺物が埋蔵されている可能性がある。希望者は防空壕等に関する資料を豊橋市役所にて閲覧可能である。

また、土壌浄化関係図書も豊橋市役所にて閲覧可能である。

第2 設計業務に係る要求水準

1 業務の対象

業務の対象は、以下のとおりである。

- (1) 設計
- (2) 設計図書の作成
- (3) 設計に伴う各種申請手続

2 業務の内容

(1) 基本設計及び実施設計

選定事業者は、「別紙 3 諸室整理票」及び「同 4 設備一覧表」で示す性能及び機能を満たす基本設計及び実施設計を行うこと。

選定事業者は、設計に当たっては、「第 1 3 施設の基本理念」に示す本施設の基本理念に適合する設計を行うこと。

(2) 設計要件

選定事業者は、設計に当たって以下に示す設計要件を満たすこと。

ア 対象施設と施設規模

設計・建設の対象施設は以下のとおりである。

- (ア) 保健所・保健センター（休日夜間急病診療所を含む。）
- (イ) 試験検査棟（下記、イ 建物配置計画及びアプローチ計画(イ)参照。）
- (ウ) 車庫棟（下記、イ 建物配置計画及びアプローチ計画(イ)参照。）
- (エ) 地域療育センター（仮称）

本施設の機能・部門別の要求規模は、以下の表に記すとおりである。

- (ア) 各諸室の面積については、下表に示す機能・部門別の面積以上とすること。
- (イ) 各諸室については、「別紙 3 諸室整理票」に示す各室の規模（面積）から大幅な乖離がないようにすること。
- (ウ) 本施設全体の延床面積は 12,400m² 程度とし、10 パーセントまでの増減（11,160 m²～13,640 m²）を認めることとする。
- (エ) 廊下、階段、トイレ等については共用部分に適宜計画すること。
- (オ) 事業者が使用するスペースの整備については、他の要求水準を満たすこと及び必要最小限の規模・仕様とすることを前提に、各事業者の提案に委ねる。その使用料については無償とする。

機能・部門別内訳	下限面積
保健所・保健センター	—
すこやか親子機能 (A-1 から A-17)	1,090m ²
健康いきいき機能 (B-1 から B-5)	550m ²
生活衛生機能 (C-1 から C-10)	300m ²
市民参画機能 (D-1 から D-3)	530m ²
休日夜間急病診療所 (E-1 から E-28)	782m ²
その他 (F-1 から F-15。ただし、レストラン (F-8) を除く)	1,725m ²
試験検査棟 (C-11 から C-30)	760m ²
車庫棟 (F-16)	200m ²
地域療育センター (仮称)	—
相談部門 (G-1 から G-5)	160m ²
医療部門 (H-1 から H-15 及び I-1 から I-13)	1,263m ²
外来グループ療育部門 (J-1 から J-6)	330m ²
管理部門 (K-1 から K-4)	130m ²
その他 (L-1 から L-6)	455m ²

※ () 内は「別紙 3 諸室整理票」に示す各室の部屋 No.である。() 内に示される各室の面積の合計が上の表中の下限面積以上となること。

イ 建物配置計画及びアプローチ計画

- (ア) 建物は平面図、地質図、周辺インフラに関する情報等を参考に配置すること。
- (イ) 保健所・保健センター、車庫棟及び地域療育センター(仮称)は独立した棟としても合築としてもよい。試験検査棟は施設の安全対策や将来の増築等(概ね500m²)を配慮し、独立した棟とすることが望ましい。なお、将来の試験検査棟の増築によって、場合により駐車場等の面積の減少等が生じることは許容されるが、これらの影響を可能な限り抑えるように、試験検査棟の位置について計画すること。
- (ウ) 独立した棟として設計した場合は、利用者の動線に配慮し必要に応じ屋根のついた渡り廊下でつなぐこと。ただし、車庫棟は渡り廊下でつながなくともよい。
- (エ) 「別紙 12 平面図」に示すソテツを現在の場所で保全することを念頭に、建物配置計画を立案すること。
- (オ) 利用者のメインアプローチは、整備対象地の南西側とする。また、メインアプローチは、入車口、出車口とも一車線とすること。なお、交差点付近には出入口を設置できない。
- (カ) 休日夜間急病診療所は、利用者が夜間に分かりやすく、素早くアプローチできる位置に配置すること。
- (キ) 駐車場や構内道路の設計に当たっては、事故防止に十分配慮すること。
- (ク) 三師会施設との連携(動線の確保)に配慮すること。参考として、三師会施設エリアの動線に関する現時点での想定を「別紙 14 三師会施設からの動線につ

いて」に示す。

ウ 階層計画及びゾーニング計画

- (ア) 「第 1 3 施設の基本理念」及び「別紙 3 諸室整理票」を満たし、動線を考慮した階層計画及びゾーニング計画を立案すること。
- (イ) 保健所・保健センター
- a 「すこやか親子機能」の諸室は、「別紙 15 4 か月児健康診査フロー」、「同 16 1 歳 6 か月児健康診査フロー」、「同 17 3 歳児健康診査フロー」を参考に配置すること。
 - b 相談室 (B-2)、フィットネスルーム (B-3-1) は市民の利用を促すような配置を考慮すること。
 - c 市民の健康意識を高められるように計画すること。
 - d 「休日夜間急病診療所」は、休日や時間外での利用となることから、その出入口について考慮すること。
 - e 講堂 (F-7) は、保健所・保健センターと同じ棟としても、独立した棟としてもよい。また、災害時に物資等を搬入することを想定しているため、1 階に配置することが望ましい。
- (ウ) 地域療育センター (仮称)
- a 子どもの行動を十分理解し、子どもの視点に立ったデザインを行うこと。
 - b 親が安心して通うことのできる空間づくりを行うこと。
 - c 子どもの創造力と社会性を高め、可能性を導く雰囲気をつくり上げること。
 - d 「医療部門」の諸室は、機能の連携に配慮した計画とすること。
 - e 「外来グループ療育部門」は 1 階に配置し採光通風に配慮するとともに、子どもの発育を促すことのできる計画とすること。

エ 諸室配置計画・動線計画

- (ア) 「第 1 3 施設の基本理念」及び「別紙 3 諸室整理票」を満たす配置計画及び動線計画とすること。
- (イ) 保健所の相談室 (B-2)、エイズ等相談検査室 (C-7) は、それぞれ、「別紙 18 相談室コンセプト図」、「同 19 エイズ等相談検査室コンセプト図」を参考にすること。
- (ウ) 保健所・保健センターと休日夜間急病診療所の入口は別に設け、動線も分離すること。また、休日夜間急病診療所の医科と歯科の入口も別に設け、動線を分離すること。
- (エ) 調理実習室 (A-14)、講堂 (F-7) 及び保健所・保健センターの研修室 (F-4)、会議室 (F-5、F-6) は、下記のとおり三師会等に貸し出すことを計画している。これらの室の利用者の鍵の受け渡しが容易で、かつ、保健所・保健センターの他の室に立ち入ることをできる限り防ぐよう、諸室及び宿直室の配置を計画すること。
- ・調理実習室、講堂：講習会用として平日の昼間、平日の夜間、土日に年数回
 - ・研修室、会議室：各種会議用として平日の月数回、午後 11 時程度まで

- (カ) 試験検査棟の諸室配置及び動線は、「別紙 20 試験検査棟コンセプト図」を参考にする。
- (カ) 休日夜間急病診療所の中待合室と診察室の動線は、「別紙 21 休日夜間急病診療所コンセプト図」を参考にする。
- (キ) 保健所・保健センター及び地域療育センター（仮称）の入口は、利用者が車（普通車及びマイクロバス）で近くまでアプローチし、雨に濡れずに建物内に入ることができるように工夫すること。
- (ク) 保健所・保健センターの事務室（F-1①）は、入口に近い場所に配置すること。
- (ク) レストラン（F-8）は本施設の利用者だけでなく、一般の市民にも利用しやすい場所に配置すること。
- (コ) 保健所・保健センターのフリーオープンスペース（D-1）は、災害時等に待合スペースや診療スペースとして活用することを計画しているため、休日夜間急病診療所と近接した場所に配置すること。

オ 雨水再利用

雨水を再利用するうえで必要となるピット等の設備を設置すること。

カ 内装計画

- (ア) 内装計画については、長期に渡る維持管理に配慮し、清掃しやすい材料、工法を選定し、管理しやすい施設とすること。
- (イ) 使用する材料は、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、環境汚染防止のための対策を図ること。厚生労働省のガイドライン（「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」中間報告書等）に基づき、シックハウス対策を行うこと。
- (ウ) 仕上の選定に当たっては「建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」に記載される項目の範囲と同等以上に当たることを原則とする。各室のしつらえ、機能等に適した材料、工法を用いて、画一的な空間にならないように注意すること。なお、各室には室名札を設置すること。

キ 外装計画

施設は周辺の環境と調和し、地域の街並みと景観に配慮した外観とし、冷房負荷の軽減や防眩性のある開口部等を設け、また、断熱効果の高い外壁構造などとする。

ク 構造仕様

- (ア) 保健所・保健センター（休日夜間急病診療所を含む。）の施設の構造体の耐震安全性は、「官庁施設の総合耐震計画基準」に定めるⅠ類とし、建築非構造部材の耐震安全性は同基準のⅠ類とすること。また、その他の施設（地域療育センター（仮称）、試験検査棟、車庫棟）に関しては、構造体の耐震安全性は同基準のⅡ類とし、建築非構造部材の耐震安全性は同基準のⅡ類とすること。
- (イ) 保健所・保健センターと地域療育センター（仮称）を合築とする場合、施設の構造体の耐震安全性はⅠ類、建築非構造部材の耐震安全性は、同基準のⅠ類と

すること。なお、保健所・保健センターと地域療育センター（仮称）を合築し、試験検査棟や車庫棟は別棟とする場合、試験検査棟や車庫棟は、Ⅱ類及びB類であっても構わない。

ケ 設備仕様

- (ア) 諸室においては、特別の指定がない限り、当該諸室の利用に支障が生じない温度及び湿度（夏季：乾球温度 26 度 のとき、相対湿度 50 パーセント、冬季：乾球温度 22 度 のとき、相対湿度 40 パーセントを目標値とする）を確保し、照度は、「建築設備計画基準・同要領」によるものとする。設備の耐震対策については、保健所・保健センター（休日夜間急病診療所を含む。）は「官庁施設の総合耐震計画基準」に定める甲類とし、その他の施設（地域療育センター（仮称）、試験検査棟、車庫棟）に関しては、同基準に定める乙類とすること。
- (イ) 保健所・保健センターと地域療育センター（仮称）を合築とする場合、設備の耐震対策は甲類とすること。なお、保健所・保健センターと地域療育センター（仮称）を合築し、試験検査棟や車庫棟は別棟とする場合、試験検査棟や車庫棟は、乙類であっても構わない。
- (ウ) 休日夜間急病診療所の開館時間は休日や夜間となるため、設備の点検は平日の日中に行うことになる。従って、他の施設の運営に影響を与えずに点検を行うことが必要である。また、休日夜間急病診療所の設備が故障した場合も迅速に復旧できる体制を確保する必要がある。さらに、災害時には休日夜間急病診療所は初期救急医療拠点として災害発生時より 14 日間を目安として機能する必要がある。これらの条件を満たす設備の設計を行うこと。
- (エ) 電気・機械・通信室は、施設の共用部分に適宜整備すること。なお、通信設備の動作環境の確保のため、二重床の対応を行うこと。
- (オ) 電気、ガス、水道等の使用量については、選定事業者の独立採算となるレストラン等が本施設から供給を受ける場合は、費用精算のため選定事業者により個別のメーターを設置し、保健所・保健センター、休日夜間急病診療所、地域療育センター（仮称）等その他は一括管理とする。

コ 電気設備

- (ア) 受変電設備
 - 受変電は高圧受電とし、電灯設備、動力設備等施設全体の電力容量を確保すること。
- (イ) 非常用発電設備
 - a 関連法規の予備電源装置として設けるとともに、施設内の重要負荷への停電時送電用として設置すること。
 - b 対象負荷は関連法規を満たすとともに、「別紙 4 設備一覧表」に示す設備に送電可能とすること。
- (ウ) 静止形電源設備
 - 非常照明、受変電設備の制御用電源として直流電源装置を設けること。
- (エ) 動力設備

- a 各空調機、ポンプ類等動力機器の制御盤の製作、配管配線、幹線配管配線等を行うこと。
 - b 動力制御盤は、原則として機械室内に設置すること。
- (オ) 電灯・コンセント設備
- a 諸室や共用部分等に設ける照明器具、コンセント等の配線工事及び幹線配線工事を行うこと。なお、照度については、「建築設備設計基準・同要領」に示す標準照度を確保すること。
 - b 非常照明及び誘導灯は、関連法規に基づき設置すること。
 - c 外灯は施設外構部に設置し、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
 - d 人感センサー、照度センサー等を有効に利用することにより、消費電力の低減に努めること。
 - e 照明器具は、保守が容易に行える場所に設置すること。
 - f 諸室は原則として 8m²に 1 個（2 回路）、共用部分では適宜、100V 対応のコンセントを設置すること。「別紙 4 設備一覧表」に指定された部屋には、それ以上の密度のコンセント、アース、200V 対応のコンセント設備等を整備すること。
- (カ) 構内交換設備
- a 外線の引込は、公衆通信網の途絶対策を考慮し、第一種電気通信事業者との打ち合わせにより引込方法を検討すること。回線整備に伴う施設設置負担金等の外線引込費用は、市の負担とする。
 - b 電話はダイヤルイン方式とすること。
 - c 電子交換機仕様とし、局線はアナログ、デジタル回線の両方が利用可能なものとする。
 - d 交換機容量は、INS1500、市役所庁舎との専用線、アナログ回線の 40 回線程度を想定しており、市と打ち合わせに基づき、適切な余裕をもったものを設置すること。
 - e 停電時の対応として、非常用発電設備を利用し機能が維持できるものとする。
 - f 「別紙 4 設備一覧表」の電話欄の記載に従い電話設備を整備すること。建物内各室は、内線電話により相互通話が可能なような方式とすること。また、必要に応じて、コードレス等の子機を整備すること。
 - g 情報端末等の機器が接続される場合、その接続性を考慮すること。
 - h 食品衛生協会（C-10）においては、保健所・保健センター等の電話回線とは別に、当協会により回線が設置される。
 - i 現在の保健所と豊橋市役所庁舎間を結ぶ議会放送用設備（専用線）を保健所長室（F-2）に移設、整備すること。当設備は、議会（議場、委員会室）の音声を電話回線を用いて、保健所長室で聞くための設備である。なお、既に市役所庁舎側の機器は設置済みであり、現在の保健所からの機器の移設、保健所長室におけるスピーカー設置・接続等を行うこと。
- (キ) 緊急呼び出し設備

多目的トイレ内及び相談室に緊急呼び出し装置を設置し、表示装置を管理室、事務室及びその他の分かりやすい場所に設置すること。

(ク) テレビ・ラジオ共同受信設備

CATV を利用することにより、地上波デジタル放送、BS、CS 等を受信できるようにすること。AM・FM ラジオは一般放送設備から放送できるようにすること。

(ケ) 自動火災報知設備

- a 関係法規に基づき設置し、管理室に主受信機を設置すること。
- b 消防法に定める非常放送設備を設置すること。
- c ガス使用場所には、ガス漏れ警報設備を設置すること。
- d 保健所・保健センターの事務室内（F-1）及び地域療育センター（仮称）の総合受付兼事務室（G-1）に副受信機を設置すること。

(コ) 配電線路、通信線路設備

電力、電話回線、情報通信の引込及び外構に供給する配管線設置を埋設により整備し、適切な余裕（予備管の埋設）をもったものとする。

(カ) 映像、音響、放送設備

- a 「別紙 4 設備一覧表」において指定された諸室には、各室で利用するための音響、映像、放送設備を設置すること。
- b 全館及び各施設の各室への放送に関しては、保健所・保健センターの事務室（F-1）及び地域療育センター（仮称）の総合受付兼事務室（G-1）に放送設備を整備すること。また、この放送設備は非常放送との兼用型とすること。

(シ) エレベーター設備等

- a 保健所・保健センター、地域療育センター（仮称）及び試験検査棟が複数階となる場合には、エレベーターをそれぞれ少なくとも 1 基設置し、地域療育センター（仮称）に設置するエレベーターのうち、少なくとも 1 基は寝台が運べるものとする。
- b 大きさ、速度については利用者の円滑な移動が可能となるようにすること。
- c 管理室に運転監視盤、エレベーター用インターホンを設置すること。
- d 原則として、エレベーターはマシンルームレスタイプで、車椅子対応型とすること。
- e その他の昇降機設備についても提案可能である。

(ス) 公衆電話

- a 屋外に公衆電話を設置できるように回線を敷設すること。
- b 地域療育センター（仮称）内に特殊簡易公衆電話（通称ピンク電話）のための設置スペースを準備し、回線を敷設すること。

(セ) 情報通信設備（行政情報管理システムネットワーク）

- a 市が行政情報管理システムネットワークを導入するので、CATV（豊橋ケーブルネットワーク株式会社）の通信網を用い、建物本体への引込（埋設）、構内配管経路の敷設、配線、機器設置などの通信網を整備すること。
- b 通信網は「別紙 22 行政情報管理システムネットワーク」によることとし、上記システムの設置について、市が別途発注する第三者若しくは市が行う移

設作業が選定事業者の業務に密接に関連する場合は、必要に応じて調整を行い、協力すること。

(ウ) 情報通信設備（業務系ネットワーク）

- a 市が健康管理支援システムを導入するので、運用方法及び機能を確認したうえで、「別紙 4 設備一覧表」に従い必要な配管経路を敷設すること。また、ネットワーク及び上記システムの配置について、市が別途発注する第三者若しくは市が行う設計・施工及び備品の搬入作業が選定事業者の業務に密接に関連する場合は、必要に応じて調整を行い、協力すること。
- b 市役所庁舎との専用回線用として、建物本体への配管経路を埋設すること。

(ク) 情報通信設備（地域療育センター（仮称）医療事務システム等ネットワーク）

- a 市が地域療育センター（仮称）の医療事務システム及び電子カルテシステムを導入するので、運用方法及び機能を確認したうえで、「別紙 4 設備一覧表」に従い必要な配管経路を敷設すること。また、上記システムの設置・配線について、市が別途発注する第三者若しくは市が行う設計・施工及び備品の搬入作業が選定事業者の業務に密接に関連する場合は、必要に応じて調整を行い、協力すること。
- b 市役所庁舎との専用回線用として、建物本体への配管経路を埋設すること。
- c レセプト電算処理システムの推進に伴うオンライン請求に対応するため、事務室（診療）（H-10）には「別紙 4 設備一覧表」の電話の項目に記載する以外に電話線引込口を設けること。

(フ) 情報通信設備（休日夜間急病診療所医療事務システム）

- a 将来の休日夜間急病診療所の医療事務システムの導入に備えて、配管経路を敷設すること。
- b 建物本体への光ファイバーの敷設ができるように、建物内への配管経路を敷設すること。

(ツ) 情報通信設備（インターネット接続）

「別紙 4 設備一覧表」に指定された諸室にインターネット接続のための LAN 配線敷設、通信機器の設置及び必要な電源の確保を行うこと。

(テ) 防災無線設備

- a 休日夜間急病診療所及び保健所・保健センター用として、屋上に防災無線のアンテナを設置する架台を設けること。
- b 防災無線機を配置する諸室（休日夜間急病診療所の事務室（E-14）、保健所・保健センターの会議室（F-5）及び宿直室（F-9））までの必要な配管経路を敷設すること。また、防災無線のアンテナの移設及び配線については、市が別途発注する第三者若しくは市が行う作業が選定事業者の業務に関連する場合は、必要に応じて調整を行い、協力すること。

(ト) 中央監視制御設備

- a 共用部分から管理室のためのスペースを適宜準備すること。管理室内には中央監視制御設備を設置し、監視制御対象の各設備がその機能を十分に果たし、省エネルギーに配慮したシステムを適切に管理できる能力のものとし、操作

しやすい構成とすること。また、宿直室（F-9）及び管理室は一体の部屋としてもよい。

b 将来の監視制御内容の追加及び変更についても考慮すること。

(ナ) セキュリティ設備

a 建物各階、各施設の利用時間帯を考慮し、建物内の階段への侵入防止、エレベーターの停止階制御等、施設内のセキュリティ対策、情報等を管理室で一括制御できるシステムを構築すること。

b 各室は原則、部屋の外部から鍵等で施錠可能とすること。なお、事務室（F-1）や食品衛生協会（C-10）等の部屋において、部屋の全周が壁で囲まれている場合（一部オープンとなっている場合等）やオープンスペースについてはこの限りではないが、施設全体において、各部屋等への開館時間外の部外者の立ち入りや盗難等に対する適切な対策を講じること。

サ 空調設備等

(ア) 空調設備

a 環境負荷低減、省資源、省エネルギーに優れた空調熱源方式を計画すること。

b 空調のゾーニングについては、分離すべき系統、時間帯の異なる系統、空調条件など考慮し適正に計画すること。

c コージェネレーション、燃料電池等のトータルエネルギー方式を提案する場合、熱エネルギーの利用方法等全体計画を示すこと。

d 「別紙 4 設備一覧表」に指定された諸室では、各室で独立した空調設備が使用できるようにすること。

(イ) 換気設備

a 空調対象部位は全熱交換器による換気方式を採用し、省エネルギーに配慮すること。

b 空調対象以外の部位は普通換気の中央式を採用すること。ただし、分離すべき換気系統も有するため注意すること。

c 「別紙 4 設備一覧表」に指定された諸室では、独立した換気設備を設置すること。

(ウ) 排煙設備

排煙設備は、建築基準法に基づき設置すること。

(エ) 自動制御設備

a 管理室において、各室の空調機器の運転停止操作及び状態監視が可能であること。

b 空調機器、熱源機器等の最適化運転及びスケジュール運転が可能であること。

c 機器類のインバーター化を推進し、省エネルギー制御を考慮すること。

シ 衛生設備等

(ア) 衛生器具設備

a 保健所・保健センターのうち、休日夜間急病診療所を除く部分及び地域療育センター（仮称）に、適宜トイレを設置すること。

- b 休日夜間急病診療所及び地域療育センター（仮称）には、上記 a に加え「別紙 3 諸室整理票」に指定されている場所にトイレを設置すること。
 - c 節水対策がなされた器具を積極的に導入すること。
 - d 便器については、雨水処理水の接続が可能であること。
- (イ) 給水設備
- a 上水道による飲料水系統と雨水再利用水による雑用水系統との併用とすること。
 - b 飲料水系統の給水接続機器は、全て日本工業規格適合品等を採用し、節水対策も行うこと。
 - c 「豊橋市上下水道局給水装置設計、施工等に関する規程」により、直結直圧式給水方式の給水装置は、配水管取付箇所の道路面から 7m 以上の高さに給水してはならない。また、直結増圧式給水方式の増圧給水設備は、配水管の水圧に影響を及ぼさず、配水管の水圧の変化及び使用水量に対応でき、安定給水が可能なものでなければならない。さらに、以下のいずれかに該当する場合、受水槽式給水方式としなければならない。
 - (a) 需要者の必要とする水量及び水圧が得られないもの
 - (b) 給水の制限又は断水時に際し、一定量の給水を確保する必要があるもの
 - (c) 一時に多量の水を使用する場合、使用水量の変動が大きい場合等配水管の水圧低下を引き起こすおそれのあるもの
 - (d) 配水管の水圧変動にかかわらず常時一定の水量又は水圧を必要とするもの
 - (e) 1 日平均 50m³ 以上の水量を必要とするもの
 - (f) 口径 75mm 以上のメーターを取り付けるもの
 - (g) 有毒薬品を使用する工場等逆流によって配水管の水を汚染するおそれのあるもの
 - (h) 構造材質基準に適合しない機器に給水しようとするもの
 - d 雑用水系統は、雨水を建物ピットに蓄え、ろ過機及び滅菌装置を設置し、雑用水として供給すること。雑用水の利用方法については提案に任せる。
 - e 本事業の給水装置工事に伴う加入金（豊橋市水道事業給水条例（昭和 33 年 12 月 23 日条例 19 号）第 30 条の 2）は、市の負担とする。
- (ウ) 飲料水兼用耐震性貯水槽
- 災害時の消火用、医療用及び飲料用水の確保のため、「別紙 24 飲料用兼用耐震性貯水槽」に従い整備すること。
- (エ) 排水設備
- a 下流域（師団雨水幹線）への負荷を軽減するため、流出係数 C=0.475 相当（流出係数算定の対象用地には三師会敷地は含まない）になるよう、土地利用を計画すること。工種別基礎流出係数については、「別紙 23 流出係数の算出について」を参照すること。
 - b 雨水排水については、全てを公共下水道師団雨水幹線の系統に排出すること。ただし、取り付けは敷地の北西側及び南東側の水路に分散すること（雨水系

統については、「別紙 8 周辺インフラ 下水（雨水）」を参照のこと。

- c 事業計画地周辺の排水路及び三師会を含む跡地の北東角から下流の排水路は、平成 20 年度に市が整備する予定である。
 - d 排水設備は汚水系統と雨水系統に分離し計画すること。
 - e 建築基準法に基づく除塵装置（グリーストラップ等）を適宜計画すること。
 - f 感染のおそれのある排水系統を有するため、関連法令に基づき計画すること。
- (o) 排水処理設備
- 試験検査棟で発生した排水を処理するために、試験検査棟近くに中和処理装置用原水槽（5m³以上）を設置し、必要な配管を埋設すること。
- (k) 給湯設備
- a 「別紙 4 設備一覧表」に記載された部位に給湯設備を設置すること。
 - b 施設の共用部分に給湯室を適宜整備すること。ただし、休日夜間急病診療所以外の場所に整備すること。
- (キ) 消火設備
- a 消防法により、必要に応じて屋内消火栓設備及び連結送水設備を計画すること（4 階建までの建築物は除く）。
 - b 建物計画において、消防法上適用を受ける上記以外の消火設備は適宜計画すること。
- (ク) ガス設備
- a 「別紙 4 設備一覧表」に記載された部位にガス設備を設置すること。
 - b ガス事業法を遵守すること。

ス レストラン等運営のための施設

保健所・保健センター及び地域療育センター（仮称）の利用者、近隣住民及び本施設の職員が気軽に利用することが可能なレストランや物販スペースを整備する。これらの事業を運営するために必要となる施設を整備し、備品を設置すること。これらの事業方式及び費用負担については、以下に記すとおりである。

- (ア) レストランのコンセプト
- a 当施設の一般利用者及び利用者以外の市民に対しては、以下のコンセプトに合致するレストランサービスを提供すること。
 - (a) 健康の基本は食と運動であることから、食育基本法に則り、栄養バランスを考慮したヘルシーメニューを提供するよう努めること。
 - (b) 東三河地域は、農産物の一大産地であるとともに、水産物など多くの食材にも恵まれていることから、こうした資源を活用し、地産地消に努めること。
 - (c) スローフードを推奨し、できる限り郷土料理を取り入れるよう努めること。
 - (d) 食の安全を考慮し、食材等の選定に配慮すること。
 - (e) 外食栄養成分表示を行うこと。
 - (f) 全席禁煙とすること。
 - (g) 施設利用者以外も利用しやすい雰囲気や仕組みをつくること。

- b 地域療育センター（仮称）の重症心身障害児（者）ショートステイ事業のための昼食を提供すること。
 - (a) 開館日の火曜日から土曜日において、1日最大2人分とし、十分な期間をあけて、事前に市から選定事業者へ必要食数及び内容を提示する。
 - (b) きざみ食などを提供すること。
 - (c) 地域療育センター（仮称）内へ選定事業者が運搬すること。
 - (d) 事前に市と選定事業者の間で提供する食事内容に基づいた費用（毎食定額とする予定）を協議・合意し、実際の提供食数に応じ、毎月、月末締め翌月払いにより市から選定事業者へ支払いを行う。
 - (e) 食事の際の介助については市の職員が対応する。
 - c 職員等に対しては、低廉な価格帯での昼食や弁当等を提供すること。
- (イ) 要求規模等の概要
- a 機能：レストラン（厨房含む。）に加え、自動販売機コーナー及び物販コーナーを設置すること。
 - b 上限面積：300m²程度*とすること。
*上記機能全てを含む総床面積である。需要や運営の仕方に即して、10%以上の床面積の減少を認めることとする。また、レストラン、自販機コーナー、物販コーナーの規模バランスに留意し、施設の利便性が高く、魅力のある提案とすること。
 - c レストラン、自動販売機コーナー、物販コーナーの設置場所については、必ずしも一箇所にまとめて配置する必要はないが、散在による利用者の利便性の低下が生じないように配慮した配置とすること。
- (ウ) 施設整備費の負担
- 内装、設備、機器、備品一式（厨房設備、カウンター、テーブル・椅子、自販機、物販棚・冷蔵庫等）は選定事業者の費用負担で整備する。これらを除く躯体等は、その他施設整備同様、BTO方式でサービス対価の支払い対象となる。
- (エ) 光熱水費の計量
- レストラン等運営のための光熱水費は事業者負担であるため、電気、ガス、水道等を以下のいずれかの方法により使用量に基づく費用精算が可能となるようにすること。
- a 本施設の他の部分と別系統の引き込みとする。
 - b 本施設から供給を受ける場合は、費用精算のために、選定事業者により個別の計量メーターを設置する。

セ 外構等施設

- (ア) 駐車場及び駐輪場
- a 駐車場の収容台数は、一般利用者用200台程度（うち車椅子対応駐車スペース4台）、地域療育センター（仮称）の利用者用40台程度（うち車椅子対応駐車スペース8台）、業務用165台程度を確保することとする。また、地域療育センター（仮称）用スペースが不足した際に一般用駐車場を利用できる

ように、両駐車場を行き来できるようにすること。

- b 駐輪場を設置すること。収容台数 60 台程度とし、駐車場よりも施設の近くに設置すること。
 - c 駐車料金は無料である。
- (イ) ごみ集積場
- ごみ収集車のアクセスに配慮しつつ、敷地内に可燃物、不燃物、感染性廃棄物に分かれたごみ集積場を整備すること。
- (ウ) 緑化計画
- a 緑のまちづくりの推進のため、できる限り緑化に努めること。また、花粉症などの問題を起こさないよう、樹種の選定の際に配慮をすること。
 - b ソテツは、歴史の経過により貴重な樹木であるとともに、移植することができないことから、現状の場所で保全すること。
 - c 芝生広場の整備に関しては、市民の利用、雨水の浸透促進、さらには災害時の利用に配慮し、計画すること。面積は、2,000m²以上確保すること。
- (エ) その他
- a 芝生広場の一部をヘリコプターの緊急時離発着のスペースとして確保すること。ヘリコプター緊急時発着時スペース（航空法第 79 条但書に該当するものではない。従って、飛行場外離着陸場ではなく、緊急離着陸場の位置付けとなる。）の大きさは 20m×20m 以上とし、緊急離発着の障害となる物のない平坦地とすること。
 - b 国旗掲揚のための施設を設けること。
 - c 地域療育センター（仮称）の保育室（J-1）に隣接し、屋外芝生スペース（上記 a の芝生広場とは異なる。）を計画すること。面積は、150 m²程度確保すること。なお、フェンス、砂場、すべり台、足洗い場を適宜整備すること。
 - d 施設利用者の便宜を図るため、タクシースタンドを整備すること。

ソ 什器、備品

- (ア) 諸室の窓には、カーテン又はブラインドを適切に設置すること。
- (イ) 諸室に導入する特殊設備については、「別紙 4 設備一覧表」により適切に設置すること。その他選定事業者が設置する諸室の必要備品については、「別紙 5 備品一覧表」に従って適切に設置すること。
- (ウ) 施設の維持管理・運営に必要な什器、備品のうち、選定事業者が使用するものは全て選定事業者が整備すること。

3 業務期間

設計業務の期間は、引渡予定日に応じて選定事業者が計画すること。

4 業務の実施

(1) 設計体制づくりと責任者の設置

選定事業者は、設計業務の実施に際しては、責任者を配置し組織体制と併せて設計着手前に市に通知すること。また、業務に着手するときは、(4) に示す書類を市に提出して確認を受けること。

(2) 進捗管理

設計業務の進捗管理は、選定事業者の責任において実施すること。

(3) 設計業務についての留意事項

選定事業者は以下の事項に留意し設計業務を行うこと。

- ア 選定事業者は、工事に影響が出る地中埋設物等業務に必要な調査を行い、関係法令に基づいて処理すること。
- イ 選定事業者は、業務の詳細及び当該工事の範囲について市と連絡を取り、かつ、十分に打ち合わせをして業務を遂行すること。
- ウ 選定事業者は、業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに、市に設計図書等を提出するなどの中間報告をし、十分な打ち合わせを行うこと。
- エ 選定事業者は、業務に必要と判断した場合は、地質調査等を行うこと。
- オ 選定事業者は、設計内容について関係官庁、電気、ガス、電話の供給会社等と十分協議し、関係法令、協議約束等と整合性をもって業務を進めること。なお、その打ち合わせ内容を書類に残すこと。
- カ 選定事業者は、工事発注に必要な手続、申請書等全ての業務を遅滞なく行うこと。
- キ 市は、選定事業者に設計の検討内容について、市の要求した性能に適合するものであるか否かについて、定期的に確認を行う。
- ク 選定事業者は、基本設計及び実施設計業務の完了前に、利用予定者等の意見を聴取し、その内容を市と協議し、市の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行うこと。

(4) 設計に関する書類の提出

選定事業者は基本設計及び実施設計業務の完了時には、以下の書類を提出すること。なお、図面作成については CAD を使用し、データは CD-R に記録し提出すること。CAD データ種類形式は、JW-CAD、Auto CAD のファイルフォーマットを基本とするが、他のソフトを使用した際には、ファイルフォーマットは市と協議して提出すること。

ア 基本設計

基本設計については、基本設計に係る各書類を提出すること。

(ア) 基本設計業務着手時

提出書類等	提出部数
着手届	1部
工程表	2部
主任技術者届	2部

(イ) 基本設計業務完了時

提出書類等	提出部数	備考
完了届	1部	
基本設計説明書	原図 A3 版 1部 製本 A3 版 3部	
基本図	原図 A3 版 1部 製本 A3 版 3部	配置図、平面図、立面図、断面図等
その他必要図書	原図 A3 版 1部 製本 A3 版 3部	
打ち合わせ記録	2部	

イ 実施設計

実施設計については、実施設計に係る各書類を提出すること。

(ア) 実施設計業務着手時

提出書類等	提出部数
着手届	1部
工程表	2部
主任技術者届	2部

(イ) 実施設計業務完了時

提出書類等	提出部数	備考
完了届	1部	
工事内訳書	3部	
各種計算書	各 1部	構造、設備、省エネルギー等
建築工事図面	原図 A1 版 1部 製本 A1 版 3部、A3 版 3部	
電気設備工事図面	原図 A1 版 1部 製本 A1 版 3部、A3 版 3部	
空調設備工事図面	原図 A1 版 1部 製本 A1 版 3部、A3 版 3部	
管工事図面	原図 A1 版 1部 製本 A1 版 3部、A3 版 3部	
その他必要図面	原図 A1 版 1部 製本 A1 版 3部、A3 版 3部	

透視図	1部	外部1面、内部2面
備品等一覧表	2部	
打ち合わせ記録	2部	

(5) 著作権等

市は、設計書類について、市の裁量により無償で利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は事業期間終了後も存続する。

第3 建設・工事監理業務に係る要求水準

1 業務の対象

選定事業者は、設計書類に基づき本施設を建設するとともに、その工事監理を建設企業以外の企業に行わせること。また、設計書類に示された、本施設における設備等及び各種什器・備品を整備すること。

2 業務の内容

- (1) 対象業務は、本施設の建設及び工事監理業務とする。
- (2) 特殊設備及び各種什器・備品の作製、設置・配置は本事業に含むものとする。
- (3) 本施設建設に伴う電波障害の可能性に関し家屋影響調査を実施し、必要な対策工事を行うこと。また、施設完成後に事後調査を実施したうえで必要な対策を講じること。

3 業務期間

建設・工事監理業務の期間は、引渡予定日に応じて選定事業者が計画すること。

選定事業者は、本施設の引渡し前には全ての工事を完了し、設計書類に示された什器・備品等を搬入したうえで、所定の検査等を受けるものとする。

4 業務の実施

(1) 基本的な考え方

ア 事業契約に定める期間内に本施設等の建設工事を実施し、完工すること。

(ア) 事業契約書に定められた本施設等の建設及び各種什器・備品等の履行のために必要となる業務は、事業契約書において市が実施することとしている業務を除き、選定事業者の責任において実施すること。

(イ) 近隣及び工事関係者の安全確保と環境保全に十分配慮し、建設工事に伴い近隣地域に及ぼす影響を最小限に止めるよう努力すること。

イ 工事計画策定に当たり、選定事業者が留意すべき項目及び市の承認を得る必要のある事項は以下のとおりである。

(ア) 関連法令を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照し、適切な工事計画を策定すること。

(イ) 騒音、悪臭、粉塵発生、交通渋滞その他建設工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施すること。

(ウ) 工事内容を適宜近隣に周知徹底し、理解を得るよう努めること。

(エ) 工事は、原則として日曜日及び祝日には実施しないこと。

(オ) 三師会の施設を建設する際には、工事用車両が本事業の敷地を通る可能性が大きい。工事用車両が本事業の敷地を通ることになった場合、三師会（医師会、

歯科医師会、薬剤師会)と調整し、工事用道路の確保に協力すること。

(カ) 市と敷地周辺道路の整備に関する調整を行い、円滑な工事の実施に努めること。

(2) 工事用地の借用

建設用地以外に資機材置場等の用地が必要となる場合は、選定事業者の負担により借用すること。

(3) 着工前業務

ア 近隣調整・準備調査等

(ア) 建築確認申請のほか、公共事業に伴う水道加入等、建設工事に必要な各種申請等の手続を、事業スケジュールに支障がないように実施し、必要に応じ各種許可等の書類の写しを市に提出すること。

(イ) 着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。

(ウ) 平成 20 年 4 月以降に敷地外周の仮囲いの設置及び草刈を行い、整備対象地の管理を行うこと。なお、既存の仮囲いについては、事前に市が撤去する。

イ 施工計画の提出

選定事業者は、建設工事着手前に詳細工程表を含む施工計画を作成し、以下の書類とともに市に提出し確認を得ること。施工計画に記載する事項については、市と選定事業者の協議により、適宜決定する。なお、施工計画については、建設企業が工事監理者に提出し、その承諾を得たものを工事監理者が市に提出すること。

施工計画	各 1 部
工事着工届 (全体工程表を添付)	
現場代理人及び監理技術者届 (経歴書を添付)	
工事実施体制	
主要資機材一覧表	
下請業者一覧表	
その他必要図書	

(4) 建設期間中業務

ア 建設工事

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計書類及び施工計画に従って施設の建設工事を実施すること。選定事業者は、工事記録を工事現場に常備すること。

工事施工においては、以下の点に留意すること。

(ア) 選定事業者は、工事監理状況を市に毎月報告するほか、市が要請したときは、施工の事前説明及び事後報告を行うこと。

- (イ) 市は、市の要求した性能に適合するものであるか否かについて、定期的に確認を行い、選定事業者又は建設企業が行う工程会議に立会うことができるとともに、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができる。その結果、市は、要求した性能に適合しない場合には改善を求めることができる。
- (ロ) 工事中の安全対策・近隣住民との調整等は選定事業者において十分行うこと。
- (ハ) 選定事業者は工事完了時に施工記録を整備し、市の確認を受けること。
- (ニ) 市が別途発注する第三者若しくは市の行う設計・施工及び備品の搬入（情報通信設備を含む）作業が、選定事業者の業務に密接に関連する場合は、必要に応じて調整を行い、第三者若しくは市の設計・施工及び備品の搬入に協力すること。
- (ホ) 騒音、振動、悪臭、粉塵及び地盤沈下等、周辺環境に及ぼす影響について十分な対策を行うこと。
- (ヘ) 周辺地域に万一上記悪影響を与えた場合は、選定事業者の責任において処理すること。
- (ヘ) 工事から発生した廃棄物等については、法令等に基づき適切に処分すること。
- (ケ) 工事中に防空壕等が発見された場合は、直ちに市に連絡し指示に従うこと。
- (コ) 工事により発生する廃材等について、その再生可能なものについては積極的に再利用を図ること。
- (ク) 隣接する物件や道路等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損をした場合の補修及び補償は、選定事業者の負担において行うこと。
- (ク) 工事期間中及び完了前に、利用予定者等の意見を聴取し、その内容を市と協議し、バリアフリー等の観点から手すり等の位置などについて、要求水準書の範囲内でより利用しやすいものとする事。

イ 工事監理業務

- (ア) 選定事業者は、建築基準法及び建築士法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行うこと。
- (イ) 市への完成確認報告は工事監理者が行うこと。
- (ロ) 工事監理委託業務は「民間連合協定建築設計・監理業務委託契約約款」によることとし、その業務内容は「建築監理業務委託書（四会連合協定制定）」に示された業務とすること。

(5) 完工後業務

ア 完工検査及び完工確認

完工検査及び完工確認は、下記「(ア) 事業者による完工検査」、「(イ) 市の完工確認等」の規定に基づき実施する。

(ア) 事業者による完工検査

- a 選定事業者は、選定事業者の責任及び費用において、本施設の完工検査及び機器・器具等の試運転検査等を実施すること。
- b 完工検査及び機器・器具等の試運転検査等の実施については、それらの実施

日の7日前に市に書面で通知すること。

- c 市は選定事業者が実施する完工検査及び機器・器具等の試運転に立会う。
- d 選定事業者は、市に対して完工検査及び機器・器具等の試運転の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

(イ) 市の完工確認等

市は選定事業者による完工検査及び機器・器具等の試運転検査等の終了後、本施設について以下の方法により完工確認を実施する。

- a 市は、建設企業及び工事監理者の立会いの下で完工確認を実施する。
- b 完工確認は選定事業者が用意した施工記録との照合により実施する。
- c 選定事業者は、機器・器具等の取扱に関する市への説明を、前項の試運転とは別に実施すること。

イ 完工書類の提出

選定事業者は、市による完工確認の通知に必要な下記の完工書類を原図1部、製本(原寸)2部、製本(縮小)3部、CADデータ一式を提出すること。

なお、これらの図書を本施設内に保管すること。

- (ア) 工事完了届
- (イ) 検査試験成績書
- (ウ) 保守点検指導書
- (エ) 保証書
- (オ) 消防法第17条の3の2の規定による検査済証
- (カ) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証
- (キ) 建築基準法第12条第3項の規定による届出書の副本
- (ク) 建築士法第20条第2項の規定による工事監理報告書
- (ケ) その他必要となる検査済証、届出書、報告書等
- (コ) 完成図(完工図(建築、電気設備、機械設備、什器備品配置表)等)
- (サ) 工事記録写真
- (シ) 什器備品リスト及びカタログ
- (ス) 確認通知書
- (セ) その他必要図書

ウ 施工業務完了手続

選定事業者は、市による完工確認後、遅滞なく建築基準法第7条第5項に規定する検査済証、引継書を市に提出するとともに、建築物の使用開始をするために必要となる各種手続(法的なものを含む。)を完了し報告すること。

エ 登記

表示登記を行うこと。また、それに伴う費用は選定事業者の負担とする。